

# マイナンバー制度 通知カードの受け取りと個人番号カードの申請

問い合わせ先 困市民課 ☎30・6111番、  
FAX 22・1398番

## 通知カードの受け取り

▼10月5日以降に引越しをした人

通知カードの発送が遅れる可能性があります。届くまで、しばらくお待ちください。

## 通知カードを受け取れなかった人

通知カードを自宅でも受け取ることができず、通知カードが市役所に戻ってきた世帯には、困市民課から通知文を送付しています。通知文が届いた人は通知文と本人確認書類（運転免許証など）を持って、困市民課まで受け取りにきてください。通知カードの受け取りは、なるべく12月28日(月)までにお願います（市役所での保管期間は3か月です）。

## DVなどの事情がある人

DV（ドメスティック・バイオレンス）などのやむをえない事情があり、住所地で通知カードを受け取ることができない人は、困市民課にご相談ください。

## 個人番号カードの申請

▼インターネットで申請できます

パソコン、スマートフォンなどを利用して、申請することができます。

スマートフォンなどのカメラで証明用の顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請用ページにアクセスしてください。必要事項を入力し、顔写真のデータを添付して送信すれば、申請が完了します。

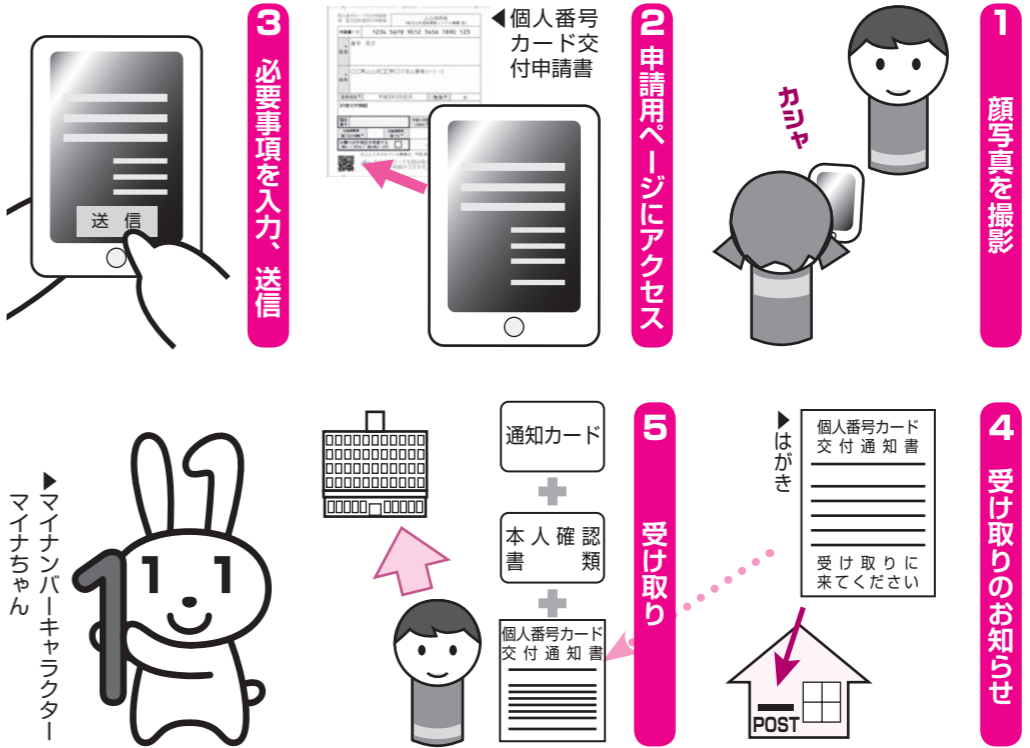
## ▼郵送などの申請方法もあります

通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、写真を貼り付けて、送付用封筒で郵送すれば、申請が完了します。

## 個人番号カードの受け取り

平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備ができましたら、交付通知書を送付します。交付通知書が届いたら、本人確認書類と通知カードを持って、困市民課窓口まで来てください。

## スマートフォンでの申請方法



ひこねプレミアム商品券  
有効期限は  
1月11日(月・祝)まで

## 困地域経済振興課

10月に発売した「ひこねプレミアム商品券」の有効期限は、平成28年1月11日(月・祝)です。期限を過ぎると一切使用できませんのでご注意ください。

## 地域の清掃活動への回収車の配車受付

### 困清掃センター

自治会などで、地域の清掃活動を実施した後の土や草を処分するための回収車(タンク車)を平成28年度も配車する予定です。申し込みの受付は平成28年2月21日(日)の日は午前中のみから開始します。詳しくは広報ひこね2月号でお知らせします。

問い合わせ先 困清掃センター ☎22・2734番、FAX 24・7787番



▲彦根市水道事業のマスコットキャラクター「ウオー太くん&みずきちゃん」

# 寒さから水道管を守りましょう

問い合わせ先 困上下水道業務課  
☎22・2722番、FAX 22・5433番

## 水道管の防寒方法

保温材を蛇口まで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、その上からビニールなどを巻いてください。

## 水道管が凍りついて水が出ないときは

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけて氷を溶かしてください。※熱湯は絶対に使わないでください。水道管が破裂することがあります。



▲水道管の解凍方法

## 水道管が破裂したときは

水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指定給水装置工事事業者(以下 指定工事事業者)に修理を依頼してください。敷地内の修理は、必ず指定工事事業者で行ってください。

## 積雪時の検針にご協力を

積雪時には、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。水道メーターボックスの上には、物を置かないようにして、検針にご協力をお願いします。※水道を使用する人は、彦根市の条例の規定により、正しく管理をしていただくことになっています。

## 給水工事

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事(新設・増設・改造)をするときや、建築工事(家屋などの解体工事を含む)などによる臨時の給水をするときは、着工前に、指定工事事業者を通じて困上水道工務課に給水の申し込みをしてください。

## 開栓・閉栓の手続き

転居などにより、水道の開栓・閉栓を必要とするときは、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター(株)エコシティサービスに連絡してください。3日前までに手続きをお願いします。

## 水道料金の支払い

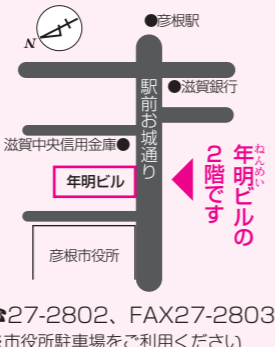
水道事業は、利用者にお支払いいただく水道料金によって成り立っています。滞納されると給水を停止しますので、期限内にお支払いください。期限内にお支払いがない場合、料金とは別に手数料が加算されます。また、督促を放置されますと、簡易裁判所へ支払督促の申立を行います。※水道料金の計算方法は、彦根市ホームページに掲載しています。

## 彦根市上下水道料金お客様サービスセンターの紹介

困上下水道部では、窓口開設日や営業時間の拡大など、サービス向上を目的に、業務の一部を民間委託し、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターを設けています。

## 利用できるサービス

- ①水道使用の開始・休止(開栓・閉栓)・名義変更の申し込み
  - ②水道料金・下水道使用料の支払い
  - ③検針に関する問い合わせなど
- 委託事業者 (株)エコシティサービス(右図)  
窓口開設時間 月～金曜日は8:30～19:00、土・日曜日、祝日は9:00～17:00(1月1日～同3日は業務を休みます)



☎27-2802、FAX27-2803  
※市役所駐車場をご利用ください